

第 8 回

水戸家庭裁判所委員会議事概要

平成18年11月30日(木)開催

【開会宣言】

荒木委員が所用により欠席。

【委員の交替】

■委員長

当庁家裁委員会組織規程第2条第1号委員である県警本部少年課長馬場純郎委員が本年7月28日付けの人事異動により転出した後任として、県警本部少年課長佐野充男委員を9月1日付けで任命した。

鈴木通子委員は、本年8月22日限りで2年の任期が終了したところ、再任のご意向を示され、水戸調停協会からの推薦もあり、8月23日付けで再任した。

【新委員等からのあいさつ】

新任の佐野委員及び再任の鈴木委員から、あいさつがあった。

【委員会の説明者の出席承認】

荒木委員が本日のテーマの説明者であるが欠席のため、その説明を代わりにするという位置づけで、委員会に説明者を出席させることの承認を得た。

■委員長

前回（6月15日）の家裁委員会におきまして、委員の方々からのご意見（離婚調停の当事者にビデオを見せる）をもとに、その後部内で検討いたしまして、離婚に直面されている方々を対象に定期的にセミナーを実施することにしました。

離婚の争いの渦中にある方々に対して、その狭間で戸惑い、悩む子どもの心情を理解して、どのようにすれば子どもへの影響を少なくしていけるのかを考えてもらうために、男女別でそれぞれ月1回セミナーを実施し、ビデオを活用しながら家裁調査官が説明を行っております。

これまでに合計2回実施をしており、参加者は3人とまだ非常に少ないのですが、参加者の評判は非常によかったということでした。調停では、相手に対する感情が先に立って冷静に子どものことが考えられなかったが、セミナーではじっくりと子どものことを考えることができよかったという感想を寄せた参加者もありました。

また、セミナーでは、共通の悩みを持っている人が話し合うということで、予想外の効果があったという気がいたします。

アメリカでは、調停の前にこのようなセミナーを受講することが全米的に義務化されつつあると聞いておりますが、日本の家裁裁判所で実施したのは、恐らくこの水戸家裁が初めてだと思われます。今後も引き続き家裁委員会にはご報告をしていきたいと思っております。

それから、前回の委員会で、当委員会の開催状況等に関するアンケート調査に協力するということにつきましてご承認をいただきました。「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」という東京の団体と、「司法改革大阪各界懇談会」という大阪の団体から、当委員会の開催状況等についてのアンケート調査の結果が送付されました。

これについて何かご意見があれば伺いたいと思いますが、この結果を見ますと、水戸家裁は、比較的ポイントが高いということになっているようですが、当委員会の運営及び開催回数等に関しましては、委員の皆様のご協力によりまして適正になされていると思われ

ます。何かご意見なり、ご感想なり、あるいは検討すべき事項等がございましたら、お願いいたします。

【議事の進行】

■委員長

本日の委員会のテーマは、「平成12年の少年法改正について」ですが、これまで、少年関係については、この家裁委員会でも少年審判における教育的機能の充実について、テーマに取り上げ、あるいは少年院等の見学を行っていただき、それをもとに意見交換をしてまいりましたが、平成12年の改正少年法がちょうど今年で5年が経過をし、見直しの時期に入っております。

この5年間にどのような形で改正少年法が運用されてきたかということにつき、概況がまとまったところでありますので、平成12年の改正少年法につきましての家庭裁判所の運用についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

そこで、本日は、まず初めに、裁判所から少年法の理念、少年保護事件の特質、改正少年法の背景、改正に至った社会状況等の総論部分及び各論部分として、改正少年法の運用状況等についてご説明をさせていただきます。

その後、各委員から、警察の立場でのご説明をいただき、引き続き、検察官の立場でのご説明をいただき、その後に、弁護士のお立場からのご意見、そして最後に、学者としての専門的なお立場からご意見またはご提言をいただきたいと思います。

そして、各委員からの説明をいただいた後に、意見交換を行い、今後の家庭裁判所の運営に役立てたいと考えております。

【テーマの説明】

少年法の理念等に関する説明並びに少年事件の概況及び改正少年法の運用に関して、事務局から説明。

事務局

1 少年法について

みなさまに御討議いただく前に、少年法について御説明させていただきます。

少年法第1条には、この法律の目的が書かれています。そこには、非行のある少年について、性格の矯正をしたり、学校、家庭、友人等の社会環境の調整をするために、保護処分にすることが目的であるとうたわれています。つまり、少年を少年院等の施設に收容したり、保護観察に付する方法を用いて健全育成を図るという、保護、教育を優先することを明らかにしていることになります。

少年法のその根底には、パレンス・パトリエという考えが流れています。聞き慣れない言葉ですが、保護主義、国親思想とも言います。子供は未熟な存在なので、親の監護下で育てられるべきですが、現実には親がいなかったり、親がいても保護を行うことができない子には、国家が親に代わって保護をするという考え方です。犯罪を犯した少年であっても、責任を問い、刑罰を与えるのではなく、再非行防止に必要な保護、教育を行って、問題点を矯正し、少年の社会復帰を実現するという考えです。

2 少年法の軌跡

このパレンス・パトリエという考えがどのような形で少年法制に影響を与えているのかについて、アメリカ、日本における少年法の歴史を振り返りながらご説明します。

1899年7月、アメリカ、イリノイ州シカゴにおいて少年裁判所が創設されました。当時のアメリカでは、急速な産業化の波が押し寄せ、街には非行少年や浮浪少年があふれていました。ほとんどの少年が家庭に恵まれず、親による適切な監護を受けていなかったということです。このような社会情勢を背景にしてパレンス・パトリエの考え方に基づいて、少年裁判所法が制定されました。世界で初めて、刑事手続において、成人とは異なる未成年者のための制度ができたことに意味があります。

少年裁判所の制度やパレンス・パトリエの考えは、瞬く間にアメリカ各州に広がり、全世界に影響を与えました。日本にもすぐに紹介され、感化院（現在の児童自立支援施設）や一部の懲治監（現在の少年刑務所）において、教育的処遇の実践が積み重ねられました。しかし、このような考え方には、「犯罪を犯した少年を甘やかすものではないのか。」とか「保護だからと言って子供の自由をなんでも制限してよいのか。」といった強い批判もありました。

このような状況において、明治45年から旧少年法の審議が開始されましたが、制定まで10年の長きに渡って、「保護」と「責任」をめぐる激しい議論が国会等で繰り広げられ、大正11年（1922年）に保護と責任に両翼を広げた旧少年法が制定されました。その後も保護、責任の議論は続き、現在に至っております。

旧少年法は、実質的には保護優先の運用が図られ、また、日本各地では、非行少年を引き取って援助する民間団体ができ、篤志家による活動も広がり、非行少年の更生に対する国民の意識は高まっていきました。

3 現行少年法の特徴

終戦後、昭和24年1月1日、GHQの強力な指導の下に、パレンス・パトリエの理念を取り入れた、旧少年法よりも保護的な色彩の強い現行少年法が施行されました。

現行少年法については、旧少年法と同じように、成人の刑事手続に対する特別法と位置づけ、対象少年を犯罪少年等に限定しましたが、刑事政策の枠内において、できる限り「保護」を追求しています。保護とは、少年をかばい守ることではなく、行為の責任を問い、教育的福祉的な働きかけを行って更生をさせるという意味です。

現行少年法の特徴について、次のようなことが挙げられます。

- (1) 少年法の第1条において、少年の保護と教育を優先することを明らかにしています。
- (2) 少年法の適用年齢を18歳未満から20歳未満へと引き上げました。
- (3) 警察、検察は、捜査を遂げた事件全てを家庭裁判所に送致します（全件送致主義）。
- (4) 家庭裁判所が保護処分か、刑事処分かの選択を判断します。
- (5) 家庭裁判所調査官、少年鑑別所を設置して、審判では社会調査、行動科学的な知識を活用します。
- (6) 少年審判は、旧少年法では行政機関で行っていましたが、現在は、司法機関である家庭裁判所が行い、決定と執行とを分離しました。
- (7) 保護処分に対する不服申立権を少年に与えました。

4 現行少年法をめぐる動き

現行少年法は、憲法改正を初めとする戦後の民主化の流れ、社会の混乱から非行少年

や浮浪少年の激増していた状況，戦前から続く少年保護に対する国民的な関心の高まりを背景にして，国民から熱く支持されました。

そして，少年司法を支える人的物的な面の整備が急速に進み，充実した運用が図られるようになったことで，世界的にも注目されるものになりました。

現行少年法の保護的な運用が定着するにつれて，少年の責任を重視する立場からの批判が強くなってきました。昭和41年に法務省が「少年法改正に関する構想」を発表してからは，少年法改正をめぐる活発な論議が繰り広げられるようになりました。

1967年（昭和42年），アメリカ連邦最高裁判所がゴールト判決において，パレンス・パトリエについて批判したことで，子供の人権を重視する立場からも現行少年法への批判が起き，保護か責任か人権かといった，三つどもえの状態を呈して改正論議がますます紛糾していきました。

昭和52年に法制審議会の中間答申が出され，現行少年法の枠内で差し当たり改善すべき事項が提示されました。家庭裁判所では，中間答申の趣旨を踏まえて，適正手続の保障という観点から，様々な運用上の工夫や改善が行われました。

昭和58年10月の流山事件の最高裁判所決定において，非行事実の認定に適正手続の要請が及ぶと判示されてからは，適正手続の保障は実務に定着していきました。

少年法の成り立ちについて概観してきました。

- 5 少年法の論議は，「保護」か，「責任」かと振り子のように振れて，今日まで繰り返されています。少年法は，刑事司法の一翼を担いつつ，次世代を担う青少年の健全育成を図るといった矛盾しかねない要請をうまくバランスを取って調和的に運用できるかといったことが常に課題となっています。

事務局

- 1 平成12年11月28日改正少年法に向けた動き

平成12年11月28日改正少年法が成立しましたが，成立に至るまでの経緯としては，平成5年におきた山形マツト死事件を契機に，非行事実認定手続を中心とした少年審判の在り方について，各方面から問われるようになりました。その後も非行事実の認定そのものが激しく争われた事件が相次いだため，制度的な限界を指摘する声が強くなり，このような状況を背景に，法曹三者の意見交換会が行われ，法制審議会での議論を経て，平成11年に答申が出されました。一方，平成9年に神戸の連続児童殺傷事件，平成12年の佐賀バスジャック事件，豊川市の主婦殺害事件等の凶悪，特異な事件が続発し，少年犯罪に対する社会の関心は高まり，少年に対する不安が増大し，少年の責任を問う世論はかつてないほどの高まりを見せました。少年法改正の国会審議では，事実認定手続だけでなく，少年法全般の検討が行われ，少年に対して刑事責任を問う範囲を広げ，被害者に対する配慮の充実を求める流れを反映した議論がされました。

- 2 平成12年改正少年法の運用の概況

平成12年改正少年法の柱は，少年事件の処分等の在り方の見直し，事実認定手続の一層の適正化，被害者への配慮の充実の3本です。

改正された主な点の少年事件の処分等の在り方の見直しについては，14歳，15歳でも検察官送致ができるようになりましたが，件数としては5年間で一般事件では3人，この他に交通関係事件で2人の計5人になっています。16歳以上の少年が故意の犯罪

行為により被害者を死亡させた罪に係る事件（殺人，傷害致死等）については，調査の結果，刑事処分以外の措置が相当と認められる場合を除き，検察官送致決定をしなければならないこととなり（原則検察官送致），その対象となった事件人数は349人で，うち216人が検察官送致になりました。検察官送致率は61.9%という状況です。また，保護者に対する措置が明文化されました。

次に，事実認定手続の一層の適正化についての内容は，裁定合議制度，非行事実認定手続に検察官を関与させる，検察官関与事件における国選付添人，抗告受理申立て制度，観護措置期間の延長等，観護措置決定等に対する異議申立て制度，保護処分終了後における救済手続の整備などが制定されました。

裁定合議決定があり，家庭裁判所の終局決定があった事件は5年間で172人，その主な事件の内訳は，傷害致死53人，殺人28人です。検察官の関与決定は5年間でのべ100人で，うち国選付添人が付されたのは25人で，残りは私選の付添人が付きました。

裁定合議事件と検察官関与決定がされた事件は32人であり，検察官から高等裁判所に抗告受理の申立てをした事件は5人で，いずれも高等裁判所で抗告受理決定がされました。

観護措置期間の延長については，観護措置の必要がある場合について，4週間から最長8週間までとなりました。特別更新が行われたのは，249人であり，観護措置の決定，更新，特別更新に対する異議申立ての件数は570件，異議申立てにより取消しの手続が採られたものが41件でした。

保護処分終了後の保護処分取消事件について終局決定のあったのは3人（うち保護処分が取り消されたのは2人）でした。

最後に，被害者への配慮の充実についての具体的内容は，被害者による記録の閲覧・謄写，意見陳述の申し出，審判結果の正文及び要旨の通知です。記録の閲覧・謄写については，申出人数は2,880人，うち2,836人が閲覧又は謄写を認められています。認められなかった内容は，審判開始決定がされなかったことや，法定の申出資格がない者からの申出でした。被害者等からの意見陳述の申出人数は，825人あり，うち791人について意見が聴取されました。意見聴取方法としては，裁判所が審判期日において聴取したのが90人，審判期日外で聴取したのが362人，家裁調査官に命じて聴取させたのが339人となっています。審判結果等通知の申出人数は3,180人おり，うち3,153人に通知されています。

以上の概況については，6月9日に国会に報告されており，今後，国会で論議がなされると思われます。

なお，少年保護事件数の推移は，新受件数は平成元年には50万件を超えていたが，平成17年度は23万3,356件となり，平成10年以降減少傾向が続いています。

3 平成18年少年法の改正

少年法改正案が，11月14日の衆議院本会議で，趣旨説明と質疑が行われ審議入りしました。法律案の提出理由は，少年非行の現状にかんがみ，これに適切に対処するため，14歳未満の少年に対する警察官による調査手続，14歳未満の少年の少年院送致，保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに，裁判所の判断で国選付添人を付する制度を新設するための所要の整

備をする必要があることが、提出の理由です。

○委員

本日、改正少年法の運用についてというテーマですが、若干話はそれてしまいますが、非行の実態についてご理解、ご認識をいただきたいという趣旨で、最新の統計数値から見ました県内の少年事件、少年非行の検挙状況、少年の犯罪被害の状況などについてご説明した後に、改正少年法施行による警察の対応について若干お話ししたいと思っております。

まず、少年事件の検挙状況についてご説明いたします。

本年10月までに警察が検挙いたしました少年事件、犯罪少年の検挙状況、特に刑法犯少年ですが、1,764名です。前年同期と比べまして、約15%減少となっております。ここ数年の推移を見ますと、2,500名前後で推移しておりますが、平成16年以降は減少傾向にあります。罪種別に見ますと、窃盗犯の減少、特に万引きが前年同期比マイナス30%と大幅に減少していることが顕著です。

逆に、検挙件数が全体的に減少している中で、強盗や暴行、傷害といった罪種が増加しております。特に、強盗につきましては、母数は大きくはないのですが、前年同期比プラス60%と大幅に増加している状況にあります。このように、最近は少年による凶悪、粗暴な事件が増加しており、その凶悪化、粗暴化を懸念しているところです。

また、凶悪、粗暴な事件を起こす少年を調べたところ、約半数は非行歴を有する少年でありまして、非行を繰り返すうちに、より凶悪、粗暴な非行に深化していくといった状況も見られ、非行を犯した少年に対する早期の段階での確実なケアの必要性というのを強く感じています。

次に、少年の犯罪被害の状況についてご説明いたします。

特に今回取り上げたのは、犯罪被害のうち児童に対する淫行行為や買春など、少年の福祉を害する犯罪の検挙及びその被害に遭った少年の保護の状況についてです。

本年10月までに少年の福祉を害する犯罪の検挙は113件、105名を検挙し、被害少年については142名を報告しています。

このうち、犯罪の特徴としましては、児童買春や淫行等女子児童の性被害にかかる犯罪や風俗店における年少者使用等にかかる事案、この検挙が多数占めており、約70%がこの種犯罪ということになっています。

特に、女子児童の性被害にかかる犯罪については、最近、子どもたちの間に携帯電話が急速に普及したことに伴い、いわゆる出会い系サイトによる性被害が増加しているところです。この種犯罪については、潜在性が極めて高いところで、被害者についても被害意識が希薄ということもあり、警察に寄せられる被害申告件数は少ないといった特徴があり、警察で事件化するのなかなか難しくなっているといった状況です。

ただし、この種犯罪は、少年の健全育成を著しく阻害する行為ですので、警察においては、この種犯罪の取締りを強化しているところです。

なお、少年の福祉を害する犯罪の範疇には入れてはおりませんが、保護者による子どもに対する虐待事案、いわゆる児童虐待事案については、最近大きな社会問題の一つになっているところです。

県内の状況をご説明しますと、警察においては、本年に入り37件の虐待事案を認知して

おり、このうち6件を事件化しているところです。

本年に入り、既に2名の児童が保護者の虐待によって死亡しております。また、生まれたばかりの乳児1名が母親の虐待により瀕死の重傷を負っています。

警察においては、このような深刻な被害を二度と発生させないために、児童相談所等の関係機関と連携をしまして、児童の安全確保を最優先とした児童虐待事案への早期対応を図るための取組を進めているところです。

以上が簡単ですが、統計数値から見た県内の少年事件や少年の被害の状況の概要です。

ただいまお話しした少年の非行や被害といった面から見ました個人的な印象かもしれませんが、若干お話をしたいと思います。

昭和50年代後半、警察に検挙される子どもの数は増加しており、戦後第3のピークと言われた昭和58年には全国で約26万人、県内では約5,200名と現在の2倍以上の子どもが検挙されていたところです。その後最近まで減少を続けていますが、当然、その間、子どもの数も減っており、社会情勢も変化しているところです。それが検挙される少年が減少しているといったことの一因かもしれません。

また、経済的にも豊かになっております。子どもが物に不自由しないといった社会になっています。窃盗犯の減少というのもそういうことが原因なのかもしれません。

また、情報化社会が急速に進展し、子どもがさまざまな情報に無防備にさらされているという状況もあります。インターネットを通じて性や暴力に関する情報に簡単にアクセスすることができる状況にあり、そのような情報にさらされた結果、暴力を安易に容認するような子どもやそのような情報に触発されて犯罪を敢行する子どもも実際に増えてきているのが現状であり、このような情報による影響が少年犯罪の凶悪化や粗暴化の一因となっているといった指摘もあります。

また、携帯電話が犯罪の入口になっているといった指摘もあり、見ず知らずの人間と掲示板やメールで容易に、また安易に連絡をとることができるようになったことから、これを利用した大人から犯罪被害を受ける。また、みずから売春や買春の相手方を探して、結果としてみずからが性的に被害を受けるといった例が多く見られます。

子どもの携帯電話については、子どもに安易に携帯電話を持たせることは使い方を教えないで刃物を子どもに持たすことと同じだといった指摘をする専門家もいます。

このように統計数字の推移や増減といった面からだけではなかなか見てとれない少年非行や被害の実態、背景というものがあるわけですが、警察としましては、事件捜査等を通じて得た少年や関係者の供述、原因や動機等の調査を踏まえ、少年による犯罪や被害の実態に関し、全体的な傾向として、動向を確実に把握して、その結果を積極的に県民の皆様へ広報、啓発活動という形でお知らせしており、子どもの非行防止や犯罪被害防止に関し、社会全体に注意喚起を行うといった取組を今後も進めることとしております。

改正少年法の施行による警察の対応についてご説明いたします。

平成12年の少年法改正は、少年事件の処遇のあり方を見直し、事実認定手続の適正化、被害者への配慮といったものがその改正の趣旨であったものと承知しております。

結論から申し上げますと、平成12年の改正により、少年事件の捜査実務が大きく影響を受けたといったことはありませんでした。若干影響のあるものとして、刑事処分の年齢の引き下げ、原則16歳以上の一定の罪を犯したものに対する原則検察官送致等がありますが、

これに関連して、少年法改正後の警察における処分意見、これは少年審判規則第8条第3項に基づく少年の処遇に関する意見ですが、特に殺人で送致した被疑少年のものについて調べたところ、16歳未満の殺人の被疑少年については3名を、3名とも初等少年院送致相当ということで検察庁に送致しております。

16歳以上の少年は9名おり、8名が検察官送致、残り1名が医療少年院送致相当ということでした。

法施行により16歳未満の少年についても検察官に逆送できることになったわけですが、本県においては、警察段階ではそれに相当するような被疑少年を扱っていないといった状況もあり、いまだそのような処遇意見を付して少年を検察庁に送致したといった状況にはありませんでした。

なお、警察庁においては、平成12年の法改正を受け、次のような対応につき関係課なり警察署に対し指導をしているところです。

まず1点目は、少年事件捜査の充実強化ということです。捜査体制を強化し、捜査技能の向上に努めるといったことです。

2点目は、緻密かつ適正な捜査の推進です。具体的には、少年事件については、基礎的捜査を徹底し、科学的、合理的な捜査を推進することです。

3点目は、適切な被害者対応の推進です。具体的には、事件捜査をするに当たっては、被害者の心情に配慮した対応に努め、適時適切な被害者連絡等を行うなど、適切な被害者対応の推進を図るといったことです。

改正少年法施行後5年が経過しており、警察では、これまで適正に少年事件に対応、対処してきたと考えており、今後も、少年事件の捜査に当たり、適切かつ慎重に努めてまいりたいと考えているところです。

○検事

私どもが認識しております最近の少年非行の趨勢について述べさせていただきます。

昭和61年以降の少年人口の減少傾向に伴い、全刑法犯の検挙人員、この数は、平成7年以降毎年20万台ということで推移をしています。この数字は、ピークであった昭和58年の半分程度の人員ということになっておりますが、これを少年10万人当たりの検挙者、その人口比で見ますと、これは上昇傾向にあります。少年10万人当たりの検挙者の人口比率は上昇傾向であり、最近の数字としては、戦後の最高のピーク期であった昭和58年前後に次いで高い水準にあります。

そして、私どもとしても、近時の特徴的な傾向として、強盗、暴行、傷害、そのような凶悪、粗暴化の傾向があると考えています。具体的に、例えば、少年による強盗の検挙人員について見ると、平成元年から増加傾向が続いており、平成15年には1,800人に及んでいるところです。ただ、平成16年には前年比約28%減の1,301名と一応の落ち着きは見せておる状況にあります。しかしながら、なお水準としては高い水準にあると認識をしています。

また、高校生による両親殺人事件など社会の注目を集める少年事件も続発しており、このように少年非行を取り巻く情勢、これは依然として深刻で予断を許さない状況が続いていると認識をしています。

そこで、平成13年4月から施行された改正少年法の運用状況について概観すると、まず、

16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪にかかる事件，原則逆送事件については，平成13年4月の施行から平成17年3月31日までの間，家庭裁判所で終局決定のあった少年，これのうち約60%のものが逆送されています。

裁判所から約61%ということで数字の紹介がありましたが，私どもが統計をとりました期日，期間が多少異なっていますので，私どもの統計を基準にすると，約60%ということになります。

主な罪名別の逆送率を法改正前10年間の平均と法改正後のものと比較すると，殺人については24.8%だったものが改正後は2倍強の57.1%に，強盗致死についても，従前41.5%だったものが逆送率は2倍弱の71.7%に，傷害致死については，従前，改正前は9.1%にすぎなかったものが6倍強の56.1%にそれぞれ飛躍的に高くなっている状況です。

また，重大事件への少年審判への検察官関与状況を見ると，平成13年4月1日以降平成17年3月31日までの間に，家庭裁判所において終局決定があった人員中，検察官関与があった人数は，延べ92名で，その内訳は，強姦27名，傷害致死23名，殺人と強姦致傷がそれぞれ10名などとなっているところです。

以上のような改正少年法の運用の実情及び将来のあり方も踏まえて，今後の少年検察の運営について，私どもが特に留意している点につき，何点かご報告させていただきます。

第1は，家裁送致前の捜査についてです。

- 1 非行事実の認定に関して疑問が生じないような形で捜査を徹底すべきこと，これを私どもは留意をしておるところです。少年審判において，事件の真相が解明されて，的確に非行事実が認定されることは，非行のない少年を誤って処分することがないようにするという観点，このような観点からはもちろんのことですし，非行のある少年に対しても適切な保護処分を施し，その健全な育成を図るという観点から，言うまでもなく最も基本的，かつ重要な事項です。

改正少年法は，このような趣旨から，少年審判の事実認定手続の適正化を図ったものですが，裁判所が審判手続において的確な事実認定を行うためにも，その前提として，家庭裁判所への送致前の段階において審判で非行事実の認定に万が一にも疑念が生じないように，検察官及び警察等により，徹底した捜査を行い，関係証拠の収集と吟味を十分すること，これを私ども念頭に置いております。

少年事件においても，一般事件と同様に客観証拠に照らして自白や被害者などの供述の信用性を検討するなど，証拠の吟味を十分に行うとともに，真相に迫る姿勢で取調べに当たるなど基本に忠実な捜査を行うことを念頭に置いています。

特に少年事件については，強い立場のものに迎合する少年や，あるいは性格的な問題などから捜査官に対して容易に心を開かない者，これが少なくないところです。そのような少年特有の傾向があることは事実ですので，私どもとしても，少年の心に届く，丁寧で粘り強い捜査を行うように心がけているところです。

- 2 適正な審判結果を得るための情状に関する証拠，これについても従前どおり徹底して行うように心がけているところです。

改正少年法では，14歳，15歳のいわゆる年少少年についても逆送が可能になったところですが，禁固以上に当たる罪を犯した少年の事件については，原則逆送事件を別にすれば，少年の改善，更生のための保護処分が原則とされています。

そこで、年少少年につき逆送意見を付し、またはその当否を検討すべき事案につき、少年事件を家庭裁判所へ送致するまで、構成要件該当事実だけではなく、動機、態様、犯行後の情状、少年の性格、行状、心身の状況及び環境等のいわゆる要保護性に関する資料をも含めた情状面についての十分な捜査を行うように心がけているところです。

検察官は、結果の重大性のみにとらわれたり、あるいは厳罰主義に一方的に傾くことなく、要保護性についての証拠に基づく合理的な判断を踏まえた適切な処遇意見を付すべく、そのような意見を付せるように心がけているところです。

特に年少少年については、類型的に可塑性にとみ、矯正可能性が高いと評価されることが多いことから処遇意見の決定に関しては、家庭環境や本人の資質など要保護性の程度を判断するための資料を十分収集しておくというように考えておるところです。

また、いわゆる原則逆送事件について、例外的に逆送以外の処分となる場合があるので、検察官としては、事案に即しつつ必要に応じて要保護性に関する証拠の収集にも十分意を用いることとしているところです。

なお、特に重大凶悪事件を犯す少年は、精神面、あるいは性格面で根深い問題を抱えている場合が少なくないため、家裁送致前の捜査段階において責任能力の有無のみならず要保護性の有無や程度という観点からも少年に対する精神鑑定の実施が必要になる場合があり、その際、当然のことですが、的確な鑑定結果を得るために検察官において鑑定に必要な病歴、生活状況等に関する証拠を十分に収集し、これを鑑定人に提供しておくこと、これについても意を払うべき点であろうと検察官としては認識をしているところです。

第2は、審判への検察官関与に関して留意をしている点についてご報告申し上げます。

検察官の審判関与申し出について、少年審判への検察官関与の制度は、一定の重大事件について審判における事実認定手続の一層の適切化を図るために改正少年法によって創設されたものであり、実際にも検察官が関与する場合には、審判における非行事実の認定手続が効率的かつ円滑になされ、適切な結果も得られておると考えております。

検察としても、今後とも積極的に活用すべき有用な制度であると考えているところです。

検察官は、家裁送致した少年事件について、それが否認事件であるときはもちろんですが、審判で共犯者との共謀、役割分担が争われる可能性があるとき、あるいは少年の責任能力が問題になりそうなどときなど、審判に検察官が関与し、非行事実の認定が的確に行われる必要があると考えられる場合には、積極的、かつ速やかに審判への関与を申し出ようと考えているところです。

最後に、第3として、被害者やその親族への一層適切な対応を心がけています。犯罪によって被害を受けた被害者やその遺族に対する配慮と保護を行うために平成12年5月以降、刑事訴訟法、少年法の改正などが行われ、ビデオリンクの方式による証人尋問、公判記録、少年保護記録の閲覧謄写制度、被害者等からの意見の聴取制度、少年審判結果等の通知制度などが創設されたところです。

また、平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等に対する手続の進捗状況等に関する情報の提供、捜査、公判等の過程での十分な配慮などを国などに求めているところです。

このような状況のもと、検察庁では、前述の制度を活用するなどして被害者等保護の施

策を着実に推進しているところですが、現在でも検察庁における被害者への対応がなお不十分であるとの指摘もあり、特に少年事件については、審判が公開されないこともあり、被害者等から事件についての情報提供が不足している、検察庁職員の対応に配慮が不足している、などの声も聞かれるところですので、引き続き全職員が少年非行の被害者、その親族に対し、その心情、思いやり、要望があったときには捜査経緯等を可能な限り説明し、記録閲覧等の制度について教示するなど誠実かつ親身に対応するように心がけているところです。

以上が改正後、私どもが留意している点、心がけている点などについてのご報告でございます。

○委員

日本弁護士連合会（日弁連）の中に、子どもの権利委員会というのがありまして、この委員会は日弁連だけではなくて、各単位会にもあります。そこで、少年法の問題などについて、委員会が中心になって議論をしております、意見書も子どもの権利委員会での議論を踏まえて日弁連としての理事会の承認を得て公表したという経過の書類です。

日弁連としては、平成12年の少年法の改正については、少年法の長所であります保護主義の大幅な後退である。少年法に厳罰化を持ち込むものであるということで、強く反対をしてきておりました。

今回、5年後の見直しに関する意見ということにつきましても、基本的には元に戻してほしいというのが基本としてあります。

現在の少年事件の状況をどう見るかということで、いろいろ統計の数字などを先ほど来ご報告があり、全体の数としては減少しているということは争いがないと思うのですが、少年の人口比で見るとどうなるかというと、少年の数が減少していることを反映して、比率で見ると減っているという評価はできないのだという見方もあると思います。

犯罪別で見ると、強盗事件が増えているとか、暴行、傷害が増えているとかというのは確かに数字の上ではあるかと思いますが、強盗などの事件が増えているから、少年法の厳罰化をしなければいけないというようにはつながってこないと思うのです。つまり、それは基本的に少年がそういう犯罪を犯したときに、少年に対してはどのような姿勢で更生させていくのかというところの基本的な理念の問題だと思いますので、平成12年の改正のときも、神戸の事件とかその後起きた佐賀のバスジャック事件とか、要するに凶悪な事件が起きて、少年非行の低年齢化、それから凶悪化ということがお題目のようにマスコミなども含めて言われまして、そういう雰囲気の中で改正がされていったということが我々から見ると、もう少しその辺は冷静に議論をしていただきたかったなと思ったものですから、数とかそういう傾向の問題と、だからどうしたらいいかというのはちょっと切り離して、少年法は少年法の理念としてどうするかという問題で理解をしていただきたいと思っております。

まず、平成12年の改正の中身として、検察官送致可能年齢が引き下げられた。それまでは16歳にならないと検察官送致ができない。つまり、刑事責任が問えないということだったのですが、それが14歳まで引き下げられた。これは非行の低年齢化ということに対応して14歳まで引き下げたということになるわけですが、それと凶悪化ということに対応して、16歳以上の少年が故意に被害者を死亡させた場合などについては、原則として逆送で、こ

れは刑事処分で臨むべきだということがなされました。

先ほどのご報告の中でもありましたが、14歳、15歳の少年が、この4年間、何人が検察官送致を受けたかということと3名、交通事件を含めると5名というご報告でした。一般の犯罪としては3名であったということで、刑事裁判を受けさせたときどうであったかということですが、やはり大人と同じような手続の中で少年が的確に自分の意見を述べるということはなかなか困難であるということが報告をされています。

基本的に、重大な事件を犯した少年は、それだけやはり深刻な問題を抱えていると考えべきであって、刑事責任を問うて大人と同じ手続にして刑務所に送るということでは、深刻な問題というのは改善されないであろうし、やはり少年法の枠内で、保護処分の枠内で少年院送致などの方法で個別の処遇を受けさせて、そこで抱える深刻な問題にきちんと対処していくことが必要なのではないだろうかと思います。特に年齢が低ければ低いほど、そこは必要であろうと考えております。

神戸の少年Aは、今年の3月ぐらいに少年院を出て社会復帰をしています。少年院での矯正がどういうふうになされたかということにかかわる本なども出版されたりしていますが、医療少年院の中で、その少年の特有の問題点を踏まえた処遇を行った結果、犯罪に至ったその少年の問題性が相当程度解消されてきているということが記載されてありました。ただ、では本当に完全にその問題の根はなくなったのかということ、まだこれから社会復帰してどうなるかということも含めて見ていく必要があるのではないかとはいえます。少年の更生を考えたときにはという限定がつくとは思いますが、刑務所に行く、刑務所でいわゆる処罰を受けるということではなくて、少年院などの施設できちんとした処遇を受けることがやはり必要だというふうに私としては考えております。

それから、逆送、いわゆる原則逆送の問題ですが、数字的には、この原則逆送の規定ができる前と後では、逆送の比率は相当程度上昇しております。これは原則逆送になったわけですから当然なのですが、最終的な家庭裁判所の判断で、この少年については刑事処分が適切か保護処分に行くべきかということが判断されるわけですから、原則逆送の規定がなかったときでも、やはり家庭裁判所は同じような判断をしていたはずだということになるわけです。日弁連の意見書の中では、やはり原則は逆送になってしまったことによって、家庭裁判所での少年に対する要保護性の調査、判断などがやはり形骸化してきているのではないかという危惧感も表明されております。そういうことも考えると、重大事件を犯す少年は、それだけ大きな問題を抱えているということを前提に考えますと、やはり原則逆送という規定がないほうがより少年の要保護性についてきちんとした検討がなされていたのではないかと考えております。

特に、家庭内で家族を殺傷するという事件がこの間続いていたりして、耳目を賑わしているわけですが、特に家庭内で起きた問題というのは、原則逆送の規定がある中でも確か逆送の比率が低かったのではないかと理解をしていますが、個別の少年の問題性をきちんと見るということが制度的に保障される意味でも、この原則逆送は規定としては適切ではないと考えています。

次に、事実認定手続の適正化ということでは、検察官の審判関与が、それまでは基本的になかったが、それが設けられたということで、少年審判の場をどういう場にするかというと、これは我々の考えと基本的な違いになってくるのですが、やはり検察官が関与する

ことによって、もちろん事実認定を適正にするというレベルで考えると、大人の刑事事件と同じように、相対の当事者で尋問などをして真相を発見するというのももちろんあり得ると思うのですが、ただ、少年審判の場というのが、それを更生させていけるかということで、少年にそこをきちんと受けとめてもらって、よく考えてもらうという、その目的を達する上では、どうしても検察官が入ってくると、それは糾問的な雰囲気にならざるを得ない。それが本当に少年審判の場として適切なのかというところは、弁護士としては、やはり抵抗を感じざるを得ないというところがあります。

それから、裁判官と少年が1対1で向き合って、裁判官が質問して、少年がそれに答えてという、人格的な影響力も含めて1対1で答えをするというところが非常に少年審判の意義としても、われわれとしても裁判官の腕の見せどころみたいなところもあって、それが合議体になると、少年に対する威圧感もあって、少年としても心が開きづらい面が出てくるのではないかということを危惧していましたが、合議制が採用されたということにつき、一応それなりに意味はあるのではないかということで積極的な評価をする意見もあり、一定の評価をしているとご理解いただきたいと思います。

犯罪被害者への配慮に関する点については、日弁連も反対の立場をとっておりませんで、より被害者の権利を保障する方向での制度の改善というのは十分検討していくべきだという立場では共通していますが、少年審判の場を被害者に傍聴させるということになると、なかなか難しい面も出てくるのかなというところもあり、被害者、一般の傍聴を認めるべきではないという点は、試行錯誤であり、十分練れていない議論ではあると思いますが、修復的司法という言葉が最近使われており、被害者と少年が直接一つのテーブルを囲んでやり取りをするということも含めて考えられているところであり、もちろん被害者の権利というものもありますし、少年にとっても、自分がやった行為の意味を本当に理解する上では、その被害者がどういう気持ちを持っているのかということをやはりきちんと理解することが最も必要なことだというふうに考えられますので、その方向での制度の導入とか検討を考えています。

○委員

私は、過去11年、犯罪被害者の支援も行い、いろいろ視察もしました。今、犯罪被害者週間のまただ中ですが、先週末はご遺族が主ですが、そういう方の集会とか、内閣府と政府を挙げての支援を行う関係者の方々のシンポジウム等にも参加して、犯罪被害者等の現状は、ある程度以上の理解をしているとは認識しております。

少年法に関してまともな発言ができるとは自分で全く思っておりません。どちらかというと、非行少年、加害少年に関して非常に理解があり、そういう領域に非常に熱心な方々と比べてみれば、別の世界をずっと見て関わってきておりますので、そういう点では新たな見解が述べられるのかもしれないと思います。

私は、附属池田小の殺傷事件に関して、実際にインサイダーとして法廷と一緒に傍聴したことは何度もありますし、具体的な支援もしていましたので、事件が起きたら一体何が被害者遺族の間で起こるのかというのは全部見てきています。

まず、私の提言として次のことを申し上げたいと思います。

1つは、私も犯罪被害者の代弁的なことはできます。少年事件等に限って言えば、ぜひとも凶悪事件によって甚大なる精神的な被害を被った遺族の方々からの体験談を直接聞く

というのは絶対大切だと思います。

私も、犯罪被害者への支援だけではなく、刑務所に出かけて、性犯罪者の矯正面接を行い、その方々の非行歴等も聞いて、少数ながら理解はしています。ご遺族の体験談を聞く機会をぜひとも設けていただきたいというのが一つです。もう一つとしては、弁護士からは、修復的司法という用語が出てきましたが、本来、家裁に上がってくる以前の段階で軽微な非行を繰り返して、なかなか家裁までは上がってこないような少年もいると思いますが、そういう軽微な非行をしたときに、地域のいろいろな代表者等が集まって十分資質を吟味した上で、修復的司法を行うなら、これは非常に意味があると私も思います。

しかし、多くの研究者や弁護士でも積極的に展開すべきだということをおっしゃっている方はいますが、その方々は、犯罪被害者の心情を理解した上で発言していらっしゃるとは到底思えません。

ある程度以上非行、犯罪が凶悪化した場合には、修復的司法を適用するというのはやはり非常に現実的に難しいところがあるように思います。

ただ、本当に軽微な犯罪で、少年の年齢が12歳くらいまでは修復的司法を用いていいのかもかもしれませんが、やはりその間にどれくらい凶悪化しているかどうかの査定は十分必要だと思います。

結局は、家庭と学校の教育ということになると思いますが、極めて多くの方々や、凶悪な事件についてご存じない一般の方々に対して十分理解を深めるようにしていただいて、どうすればそれぞれの立場に関われるのかという啓発が非常に必要だと思います。

加害者の矯正にしても、あるいは被害者の支援にしても、特に遺族の立場から見れば、社会の一体だれが本当に責任を持って加害者を再犯しないようにしてくれるのか、あるいは被害者を一体だれが長期的に回復過程をずっと見守ってくれるのかということを、被害者になって初めて社会の理不尽さを経験することになるのです。

私は、犯罪被害者等基本法に基づく基本計画、その推進に関与していますが、被害者対策もある程度は推進されつつあると思います。しかしながら、加害少年、成人の犯罪者等への保護、矯正のあり方を見ると、余りに社会の秩序維持がきちんとできていないという見解を被害者遺族の方は持たれます。

加害少年等に関して言えば、少年院、刑務所に入ったところで、本当の意味で矯正したり、再犯防止のプログラムがないし、私も以前に退官された家裁の判事から聞きましたが、60%くらい少年院で矯正し、あとは社会の力で直すという表現をなさっていました。私は、被害者の被害を考えますと、無責任であるなと聞こえます。

そこで、いろいろな立場の方々の間で雲泥の差があることは確かで、落ち度のない被害者の方々がなぜこれほどまでに苦しめられるのかという、理不尽さを少しでも抱かなくていいように、我々も被害者の置かれている現実を理解した上で、議論は継続されるべきだというふうに思う次第です。常々被害者と接して感じている話です。

【意見交換】

■委員長

それぞれのご意見を述べていただき、論点はたくさんあると思いますが、何かご意見なり感想なり、あるいはご質問でも結構ですが、いかがでしょうか。

○委員

皆さんの意見を聞いての印象で感じたことですが、厳罰か保護かというそれぞれの視点からご発言されているのですが、検察官の方と弁護士の方は、同じ司法修習の教育を受けたのに、全く見解を異にしてしまうほどこの問題は複雑であると強く感じました。

要するに、県警の方とか検察官の方のお話ですと、少年の非行が、粗暴化、凶悪化しているということですが、県警の方の統計の説明の中で、粗暴、凶悪事件で検挙された少年の半数近くがかつて非行歴があったという話がありましたが、非行歴があったということは、例えば、家庭裁判所で矯正的な措置を受けたにもかかわらず、再犯をしてしまうということは、やはり厳罰化はある程度有効であると考える一方、それは対症療法であって、根本的な少年事件の解決というのにはつながらないと思います。すると、弁護士さんが言われたように根本的に、教育を徹底すべきだということですが、素人から見ると、それほど難しい問題であるということ、厳罰も保護も必要だということ、しか話はまとまらないのかなという気はしています。

■委員長

実際に我々が少年審判をやるときに、その事件の内容が、悪質であるということに非常にとらわれるときもありますし、調査報告書を見ると、その少年がなぜこういうことをやったのかということが浮き彫りにされてくると、まだまだ矯正、教育の可能性があるのではないかということにもなります。我々自身も非常に揺れ動くということは実際に審判するときにもあります。16歳未満の検送事件が水戸でもあり、かなり揺れ動いたということがあります。

○委員

少年が、暴走族を抜きたいと思っていたが、メンバーが抜けさせないということでリンチをし、少年は死んだという事件でした。この事件の特質は、リーダー格は手を出さず、15歳の少年が、実際に手を出しました。厳罰にすべきか、総長の絶対的命令に従わなければいけない状況だったので、主犯は総長であり、手を下した少年は厳罰にすべきではないかというものでした。

この事件では、総長は検送になり刑務所に行きましたが、実行犯の少年は、家裁から検送して地裁に送りました。地裁で審理した結果、保護の可能性があるということで送り返してきました。最終的には、もう一度審理した結果、相当長期で教育をさせるとの意見を付して少年院送致の決定をしました。保護か矯正かを考える上ではいい事例であったと思います。

また、ある少年院の研究授業に参加して、教官に聞いた話では、その少年は、入所した当時はやる気もなく、教官にも抵抗していたが、徐々に立ち直りを見せ、自分は総長などのことは全然尊敬なんかできないという状態にまでなっているということでした。少年は、みんなに向かって、今の胸の内を述べて、自分としては本当にここでいろいろ教えていただいたのは非常にありがたかったという報告もしていました。

○委員

被害者の方への配慮の充実ということに関しては、皆様おおむね推進すべきであるというご意見だと思いますし、私も、素人ではありますが、それは多分そのとおりであろうというふうに感じます。

また、被害者の方々やご遺族の方のお心を考えると、非常に沈痛なものもありますし、そういった方々に対する配慮をより充実していただければというふうに感じました。

■委員長

被害者の保護の問題については、最近急激にいろいろと進んでいるように思います。被害者週間ができたのは、今年が初めてですが、いろいろな施策を法制審議会でも随分検討されているようで、どんどん進んでいくことは間違いないだろうとは思っています。

○大野委員

それぞれご意見や提案、話があり、非常に教わる面が多かったように思います。私は、事前に弁護士会の資料を読ませていただき、洗脳されてしまい、そういう立場になってしまっています。

私も、保護司として関係していましたが、教育可能、更生可能という立場でやっており、私の一つの生き方としては、初犯は許されるが、再犯は許されない。そこを慎重に考える必要があると思いますし、弁護士もそういうことを考えていると思います。

○委員

厳罰の方向でいっても、最後は被害者の方やご遺族の癒しが必要です。罰だけでは問題解決にはならないし、問題解決プラス対策の方向で議論が必要であると感じました。

被害者は、どんなことがあっても立ち直ることが必要なため、そこにもっと手当てが必要ではないかと感じました。そこで、遺族の方が社会を啓蒙して、話しをするという機会をつくることも重要であると思います。

暴走族の青年たちはすごくいきがっているが、けがをして運び込まれたときは、泣き叫んでいるのを見ると、やっぱり所詮は子どもなので、もっと手を打つことができるのではないかと思いながら、処置をしていました。この子どもたちは何とかしてやれるのではないかなと思ったりもします。

【次回期日及びテーマについて】

■委員長

次回の家裁委員会のテーマとしては、少子・高齢化社会における家庭裁判所の役割ということで、成年後見制度とか離婚時年金分割制度なども含んだ形での家庭裁判所へのご意見をいただきたいと思います。

次回期日は、5月10日木曜日の3時からとします。

閉会